



精神保健福祉士 短期養成通信課程

2026年
4月入学

募集
要項

CONTENTS

募集要項

精神保健福祉士短期養成通信課程 概要、出願から受講開始までの流れ	1
受講資格、出願期間、選考方法、提出書類、学費、実務経験・実習免除制度について等	2~9
個人情報保護基本方針	10
入学願書記入上の注意(記入例)	11
誓約書記入上の注意(記入例)	12
実務経験自己申告書記入上の注意(記入例)	13
実務経験証明書記入上の注意(記入例)	14

出願時提出書類

2026年度 入学願書	実務経験証明書
誓約書	基礎科目履修見込証明書（令和3年4月以降の入学履修者用）
志望理由書	基礎科目履修見込証明書（平成24年4月から令和3年3月までの入学履修者用）
経歴書	基礎科目履修証明書（令和3年4月以降の入学履修者用）
小論文用紙	基礎科目履修証明書（平成24年4月から令和3年3月までの入学履修者用）
実務経験見込自己申告書	基礎科目履修証明書（平成21年4月から平成24年3月までの入学履修者用）
実務経験自己申告書	基礎科目履修証明書（平成21年3月までの入学履修者用）
実務経験見込証明書	写真票・選考料振込依頼書・受験票

学校 法人 たちばな学園 厚生労働大臣指定校

保育・介護・ビジネス名古屋専門学校

令和8年4月より「心理・福祉・ビジネス名古屋専門学校」に校名が変わります。(予定)

精神保健福祉士短期養成通信課程

概要

課程名	修業年限	定員
精神保健福祉士短期養成 通信課程	9か月	80名

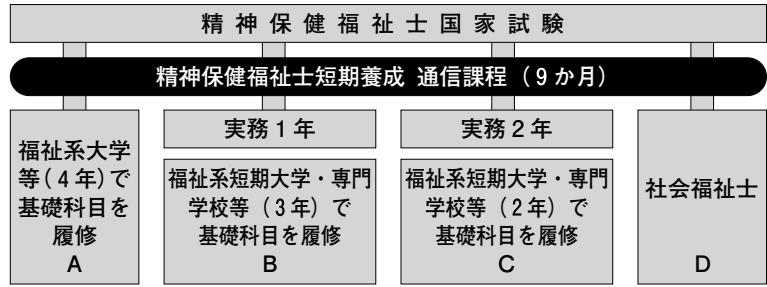
出願から受講開始までの流れ



1. 受講資格

次の各号に該当すること。

1. 愛知県・岐阜県・三重県・静岡県・群馬県・大阪府・兵庫県・広島県・岡山県のいずれかに在住している者。
2. 令和8年（2026年）4月1日現在、以下のいずれかに該当する者。（右図参考）
※精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第5条第2号イに定めるいずれかに該当する者。
 - A. 福祉系4年制大学等で基礎科目を修めて卒業した者。
 - B. 福祉系3年制短期大学・専門学校等（夜間・通信課程を除く）で基礎科目を修めて卒業し、指定施設における相談援助業務の実務経験が1年以上ある者。
 - C. 福祉系2年制短期大学・専門学校等で基礎科目を修めて卒業し、指定施設における相談援助業務の実務経験が2年以上ある者。
 - D. 社会福祉士資格を有している者。（2026年3月取得見込みは除く）



※基礎科目に一科目でも未履修がある場合は出願できません。

※精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第5条第2号イに定めるいずれかに該当する者。

- A. 福祉系4年制大学等で基礎科目を修めて卒業した者。
- B. 福祉系3年制短期大学・専門学校等（夜間・通信課程を除く）で基礎科目を修めて卒業し、指定施設における相談援助業務の実務経験が1年以上ある者。
- C. 福祉系2年制短期大学・専門学校等で基礎科目を修めて卒業し、指定施設における相談援助業務の実務経験が2年以上ある者。
- D. 社会福祉士資格を有している者。（2026年3月取得見込みは除く）

※実務経験の内容については[5]～[8]ページを参照してください。

2. 出願期間

	願書受付期間（必着）	合否通知日
1期	2025年11月1日（土）～2025年11月14日（金）	2025年11月28日（金）
2期	2025年11月15日（土）～2025年12月5日（金）	2025年12月19日（金）
3期	2025年12月6日（土）～2026年1月9日（金）	2026年1月23日（金）
4期	2026年1月10日（土）～2026年1月30日（金）	2026年2月13日（金）
5期	2026年1月31日（土）～2026年2月13日（金）	2026年2月27日（金）

※募集定員に達し次第、出願受付を終了する場合があります。

※窓口では受付しておりません。（持参不可）

※出願書類に不備等があると受理できない場合があります。

3. 選考方法

小論文・書類選考

小論文は、下記の課題について本校所定の用紙に600字程度で記述してください。

課題：現在、障がい者（社会的弱者および心に問題を抱えた人等）を地域で支えようという気運が高まっていますが、その中で精神保健福祉士の役割・役目とは何かを考案してください。

4. 提出書類

※○は必ず提出、△は場合により提出、ーは提出不要。

提出書類	受講資格				備考
	A	B	C	D	
1 入学願書	○	○	○	○	本校所定のもの。
2 誓約書	○	○	○	○	本校所定のもの。
3 志望理由書	○	○	○	○	本校所定のもの。
4 経歴書	○	○	○	○	本校所定のもの。
5 小論文	○	○	○	○	本校所定のもの。600字程度で記述してください。 ◎課題：現在、障がい者(社会的弱者および心に問題を抱えた人等)を地域で支えようという気運が高まっていますが、その中で精神保健福祉士の役割・役目とは何かを考案してください。
6 最終学校卒業(見込)証明書	○	○	○	ー	出願前6か月以内に発行されたもの。 ※受講資格Aで大学卒業見込みの者は、受講決定後卒業証明書を提出してください。
7 基礎科目履修(見込)証明書	○	○	○	ー	本校所定のもの。 ※基礎科目は、入学までにすべて履修している必要があります。 ※履修した年によって用紙が異なりますのでご注意ください。 ※履修見込みの者は、入学後「基礎科目履修証明書」を改めて提出してください。
8 実務経験(見込)自己申告書	△	○	○	△	本校所定のもの。 ※受講資格AまたはDで、ソーシャルワーク実習が免除となる可能性がある者は提出してください。(⑤ページ参照) ※実務経験見込みの者は、入学後「実務経験自己申告書」を改めて提出してください。
9 実務経験(見込)証明書	△	○	○	△	本校所定のもの。 ※受講資格AまたはDで、ソーシャルワーク実習が免除となる可能性がある者は提出してください。(⑤ページ参照) ※実務経験見込みの者は、入学後「実務経験証明書」を改めて提出してください。
10 社会福祉士登録証の写し	ー	ー	ー	○	
11 ソーシャルワーク実習または相談援助実習を履修したことが分かる成績証明書等の証明書	△	—	—	△	履修した学校発行の科目履修証明書や成績証明書等。(出願前6か月以内に発行されたもの) ※ソーシャルワーク実習(210時間)のうち60時間を上限として実習が免除されます。(⑤ページ参照)
12 写真票	○	○	○	○	本校所定のもの。 写真票・振込依頼書に必要事項を記入の上、選考料を振り込んだもの(取扱銀行収納印が押されたもの)を提出してください。 ※インターネット等で振込んだ場合は、取扱銀行収納印に代えて振込が証明できる書類の写しを添付してください。
13 受験票	○	○	○	○	本校所定のもの。
14 写真3枚(縦4cm×横3cm)	○	○	○	○	正面、上半身、無帽、無背景で撮影したもの。(出願前3か月以内に撮影したもの) ※入学願書と写真票に1枚ずつ貼付してください。残り1枚は、入学願書にクリップで留めてください。 ※スナップ写真およびプリンター等で印刷されたものは不可。
15 姓名の変更ができるもの	△	△	△	△	戸籍抄本や戸籍謄本等。(出願前6か月以内に発行されたもの) ※最終学校卒業証明書等で姓名が異なる場合のみ提出してください。
16 新入生推薦紹介状	△	△	△	△	たちばな学園 新入生対象奨学金(紹介)制度を利用する場合は提出してください。

出願書類について

- ・本校所定の書類は、本校ホームページよりダウンロードしてください。(A4・倍率100%)
- ・出願書類は、本校指定の書留封筒または出願封筒用表紙(本校ホームページよりダウンロード)を使用して、簡易書留・速達で郵送してください。(持参不可)
- ・提出された書類は、理由の如何を問わず一切返還しません。

5. 選考料

10,000円

写真票・振込依頼書を使用、またはインターネット等で振込みしてください。

※インターネット等で振込む場合の振込先については、振込依頼書を確認してください。

※一度納入した選考料は、理由の如何を問わず一切返還しません。

6. 受講手続

1. 合格者は、合格通知書に記載されている金額を納入期限日（合格通知より約7日後）までにお振込みください。
2. 指定期日までに受講手続を済まされない場合は、受講資格を失うことがあります。
3. 学費等の納入は、合格通知書に添付された振込依頼書にて、お振込みください。

7. 学費

実習時間	入学金	授業料	学生総合補償制度 保険料	実習費	合計
210時間の方	30,000円	180,000円	2,970円	150,000円	362,970円
150時間の方				120,000円	332,970円
実習免除の方				—	212,970円

※合格通知書に記載された納入期限日（合格通知書発行日より約7日後）までに学費を納入してください。

※テキスト・副読本等の教材費は例年約25,000円です。合格後、ご案内いたしますので、実費購入してください。

8. 教育ローンについて

本校では、授業料等の費用について、信販会社と提携し、教育ローン制度を設けています。ローンの対象は、入学金・授業料・実習費等です。ローンの審査には日数がかかりますのでご注意ください。

9. たちばな学園 新入生対象奨学金（紹介）制度

免除額：30,000円

本学園または東京福祉大学の卒業生・在校生・教職員、本学園の実習施設の職員、卒業生を採用していただいている就職先のスタッフで、親交のある方（家族・友人・先輩・以前からよく知っている方など）からの紹介を受け、合格した方は入学時納入金から上記の金額が免除されます。

※詳細は、本校ホームページ「各種給付制度・貸付制度・奨学金制度」を確認してください。

※紹介者との関係が、本校の定めた基準と適合しない場合は、対象外となります。

〔申請手続き〕

- ①本校ホームページより「新入生推薦・紹介状」をダウンロードしてください。
- ②出願書類と一緒に提出してください。

10. その他・注意事項について

- ・受講生として相応しくないと判断される客観的事実が明らかになった場合、合格または入学手続き完了後であっても、合格または受講許可を取り消す場合があります。
- ・合否ならびに選考に関するお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。
- ・納入された学費等は、理由の如何を問わず一切返還できません。ご了承のうえお振込みください。ただし、2026年3月31日（火）までに入学辞退を申し出た方には、入学金を除いた授業料等は返還します。
- ・手続きの詳細やご不明点等については、入学課（TEL：0120-159-672）までお問い合わせください。

【お問い合わせ例】

- ①受講手続きの詳細について
- ②教育ローンの詳細について
- ③再入学について
- ④実習に関することについて

など

11. 実務経験・実習免除制度について

(1) 受講資格AもしくはDの方(②ページ参照)で、社会福祉士受験資格を取得した学校において社会福祉士の「ソーシャルワーク実習」または「相談援助実習」を履修された方は、210時間のソーシャルワーク実習のうち、60時間を上限として、実習が免除されますので、その学校発行の科目履修証明書や成績証明書等、社会福祉士のソーシャルワーク実習または相談援助実習を履修したことがわかる証明書をご提出ください。

(2) 1年以上の実務経験がある方は、ソーシャルワーク実習が免除されますので、受講資格Aで出願される場合も「実務経験自己申告書」と「実務経験証明書」をご提出ください。出願時点で1年以上の実務経験者は「実務経験自己申告書」と「実務経験証明書」をご提出ください。2026年3月31日までに1年以上の実務経験となる見込みの者は、「実務経験見込自己申告書」と「実務経験見込証明書」をご提出いただき、入学後「実務経験自己申告書」と「実務経験証明書」を改めてご提出ください。

なお、実務経験によっては、210時間のソーシャルワーク実習のうち120時間のみ免除となる場合があります。

※入学後の免除適用の変更はできませんのでご注意ください。

実務経験の内容は以下を参考にしてください。

受講資格及びソーシャルワーク実習免除にかかる実務経験を得るには、「精神保健福祉士法施行規則（平成10年厚生省令第11号）第2条」等に基づく指定施設で、精神保健福祉に関する相談援助の業務を行っている必要があります。ご自分でよくご確認ください。なお、医療機関等において看護師が、看護業務の傍らで、精神障害者の相談を行っていたというような場合は、実務経験として認定されませんので十分ご注意ください。

実務経験の対象となる業務

精神障害者の社会復帰に関する相談援助・支援を主たる業務として行なっている方

精神保健福祉士の業務は、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行うことであることから、精神保健福祉士の国家試験の受験資格を得るために必要な実務経験については、次の(1)から(5)に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することを要件とする。

(1) 精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

(2) 精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

(3) 精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

(4) 精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

(5) 援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ・ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ケース記録等の関係書類の整理
- ・職員間の申し送り、連絡、調整
- ・関係機関との連絡、調整

なお、病棟における食事の介助や入浴の介助等の看護業務は、実務経験としては認められない。

(注意) 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

業務従事期間の計算方法

精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した期間は、次の対象となる施設・（事業等）種類・職種として当該施設又は事業所と雇用関係を有し常勤（労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。）で従事した期間を通算して計算するものとする。

実務経験範囲一覧

厚生労働省令で定める実務経験と認められる「指定施設」

次の施設・事業において通算して1年以上、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なった者、または行なう見込みの者は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

※ 実務経験として認められるには、原則として施設（事業）種類と職種の両方に一致する必要があります。職種がその他（実務経験の対象となる業務）に該当する場合は、職種名を記入してください。詳しくはお問い合わせください。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
精神科病院	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー ・その他
精神保健福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ・その他

児童福祉法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
障害児通所支援事業を行なう施設 (児童デイサービスであった期間を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務に従事する職員 ・その他
乳児院	<ul style="list-style-type: none"> ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・児童指導員 ・保育士 ・里親支援専門相談員 ・その他
児童養護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員 ・保育士 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・職業指導員 ・自立支援担当職員 ・里親支援専門相談員 ・その他
福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員 ・保育士 ・児童発達支援管理責任者 ・心理担当職員 ・職業指導員 ・その他
児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・心理療法担当職員 ・児童指導員 ・保育士 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・自立支援担当職員 ・その他
児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司 ・児童心理司 ・受付相談員 ・相談員 ・電話相談員 ・心理療法担当職員 ・児童指導員 ・保育士 ・その他
母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・母子支援員 ・少年を指導する職員 ・心理療法担当職員 ・個別対応職員 ・保育士 ・自立支援担当職員 ・その他
障害児相談支援事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員 ・相談支援員 ・その他
児童自立支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援専門員 ・児童生活支援員 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・職業指導員 ・自立支援担当職員 ・その他

児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第88条の3第1項に規定する職員 ・その他
児童自立生活援助事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行なう指導員 ・自立支援担当職員 ・個別対応職員 ・その他
里親支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・里親制度等普及促進担当者 ・里親等支援員 ・里親研修等担当者 ・市町村連携支援員 ・養親等相談支援員 ・自立支援担当職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・その他
社会的養護自立支援拠点事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・支援コーディネーター ・生活相談支援員 ・就労相談支援員
妊産婦等生活援助事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・支援コーディネーター ・母子支援員
一時保護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導員 ・保育士 ・心理療法担当職員 ・個別対応職員
養育支援訪問事業を行なっている事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問支援者
親子再統合支援事業を行なっている事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行なっている職員

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
民間あっせん機関	<ul style="list-style-type: none"> ・養子縁組あっせん責任者 ・相談員

子ども・若者育成支援推進法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
子ども・若者総合相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行なっている職員

地域保健法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉相談員 ・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー
市町村保健センター	<ul style="list-style-type: none"> ・心理判定員 ・その他

医療法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
病院 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科ソーシャルワーカー ・医療ソーシャルワーカー ・その他
診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	

障害児相談支援事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員 ・相談支援員 ・その他
児童自立支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援専門員 ・児童生活支援員 ・個別対応職員 ・家庭支援専門相談員 ・心理療法担当職員 ・職業指導員 ・自立支援担当職員 ・その他

生活保護法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
救護施設	・生活指導員 ・その他
更生施設	
被保護者就労支援事業を行なう事業所	・就労支援員
被保護者就労準備支援事業を行なう事業所 被保護者家計改善支援事業を行なう事業所 子どもの進路選択支援事業を行なう事業所 被保護者地域居住支援事業を行なう事業所	・就労支援員 ・被保護者就労準備支援担当者 ・相談支援に従事する者 ・家計改善支援員 ・居住支援員
就労支援事業を行なう事業所 [自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業]	・就労支援員
日常生活支援住居施設	・生活支援員 ・生活支援提供責任者

法務省設置法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
保護観察所	・社会復帰調整官 ・保護観察官 ・その他

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
広域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ・その他
地域障害者職業センター	・障害者職業カウンセラー ・職場適応援助者 ・その他
障害者就業・生活支援センター	・主任職場定着支援担当者 ・主任就業支援担当者 ・就業支援担当者 ・生活支援担当職員 ・その他

地方自治体

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・精神保健福祉相談員
区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署	・社会福祉士 ・精神科ソーシャルワーカー ・心理判定員 ・その他
町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
女性相談支援センター	・相談支援員 ・心理支援員 ・女性相談支援員
女性自立支援施設	・入所者の自立支援を行なう職員

生活困窮者自立支援法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	・主任相談支援員
生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所	・相談支援員 ・就労支援員 ・家計改善支援員 ・就労準備支援担当者
生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所	

刑事収容施設法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
刑事施設	・刑務官 ・法務教官 ・法務技官(心理) ・福祉専門官

社会福祉法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
福祉事務所	・査察指導員 ・身体障害者福祉司 ・知的障害者福祉司 ・老人福祉指導主事 ・現業員 ・家庭児童福祉主事 ・家庭相談員 ・面接員に相当する職員 ・女性相談支援員 ・母子・父子自立支援員 ・母子・父子自立支援プログラム策定員 ・就業支援専門員 ・生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員 ・「セーフティネット支援対策等事業の実施について」別添1の3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員 ・その他
都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	・専門員
市町村社会福祉協議会	・福祉活動専門員 ・相談援助業務(主として身体障害者、知的障害者、精神障害者に対するものに限る)に従事する職員 ・その他

少年院法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
少年院	・法務教官 ・法務技官(心理) ・福祉専門官

少年鑑別所法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
少年鑑別所	・法務教官 ・法務技官(心理)

更生保護事業法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
更生保護施設	・補導に当たる職員 ・福祉職員 ・薬物専門職員 ・訪問支援職員 ・その他

発達障害者支援法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
発達障害者支援センター	・相談支援を担当する職員 ・就労支援を担当する職員 ・その他

知的障害者福祉法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
知的障害者更生相談所	・知的障害者福祉司 ・心理判定員 ・職能判定員 ・ケース・ワーカー ・その他

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		職種	その他	
			施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援員 ・サービス管理責任者 ・その他 	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域体制整備コーディネーター ・地域移行推進員 ・その他
	自立訓練を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・職業指導員 ・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ・その他 	アウトリーチ事業、アウトリーチ支援を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士、その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）
	就労移行支援を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・職業指導員 ・生活支援員 ・就労支援員 ・サービス管理責任者 ・その他 	第1号職場適応援助者助成金又は訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	<ul style="list-style-type: none"> ・第1号職場適応援助者養成研修又は訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者
	就労継続支援を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・職業指導員 ・生活支援員 ・サービス管理責任者 ・その他 	訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、職場適応援助を行なっている者
	就労定着支援を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・就労定着支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員 ・その他 	スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー ・その他
	自立生活援助を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援員 ・サービス管理責任者 ・相談援助業務に従事する職員 ・その他 	就業支援事業を行なう施設 (ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・就業相談業務を行なう相談員
	短期入所を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務に従事する職員 ・その他 	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員
	重度障害者等包括支援を行なう施設		ひきこもり地域支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援コーディネーター
	共同生活援助を行なう施設（共同生活介護であった期間を含む）		地域生活定着支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務に従事する職員
	日中一時支援を行なっている施設		ホームレス自立支援事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・生活相談指導員 ・その他
	障害者相談支援事業を行なっている施設		地域若者サポートステーション	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務に従事する職員
	障害児等療育支援事業を行なっている施設		高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	<ul style="list-style-type: none"> ・支援コーディネーター
	一般相談支援事業を行なう施設（相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）		子ども家庭総合支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行なっている職員
	特定相談支援事業を行なう施設（相談支援事業を行なう施設であった期間を含む）		その他厚生労働大臣が個別に認めた施設	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関する相談援助業務に従事する相談員 (注意) 個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。事前に試験センターへ電話で連絡してください。
地域生活支援事業	障害者支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員 ・その他 	現在廃止事業の分野 以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。	
	地域活動支援センター		施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)	職種
	福祉ホーム		精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ・世話人 ・その他
	基幹相談支援センター		精神障害者社会復帰施設	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者社会復帰指導員 ・管理人 ・その他
			知的障害者援護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援員 ・その他
			児童デイサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務に従事する職員 ・その他

介護保険法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		職種
地域包括支援センター		<ul style="list-style-type: none"> ・包括的支援事業に係る業務を行なう職員 (注意1) (介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く) ・その他

(注意1) 「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって精神保健福祉士国家試験を受験することができません。通知の内容を必ず確認してください。

職業安定法

施設（事業）種類 (精神障害者に対してサービスを提供するものに限る)		職種
公共職業安定所		<ul style="list-style-type: none"> ・精神・発達障害者雇用サポーター ・障害学生等雇用サポーター

12. 基礎科目について

基礎科目とは精神保健福祉に関する基礎的な科目のことで、社会福祉士の資格をもっていない方（受講資格A、B、Cの方<②ページ参照>）が「精神保健福祉士短期養成課程」を受講する場合は、大学や短期大学等すでにこの基礎科目をすべて履修している必要があります。基礎科目履修証明書を必ず提出してください。2026年3月31日（火）までに履修見込みの方は、基礎科目履修見込証明書をご提出いただき、入学後に改めて基礎科目履修証明書を提出してください。

なお、大学・短大等に入学した年によって基礎科目は異なる（以下の基礎科目一覧参照）ので、該当する年度の基礎科目履修証明書を提出してください。

基礎科目一覧

<平成21年3月までに大学・短大等に入学した方>（5科目）

1. 社会福祉原論
2. 社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、のうち1科目
3. 精神保健福祉援助技術総論
4. 医学一般
5. 心理学、社会学、法学、のうち1科目

<平成21年4月から平成24年3月までに大学・短大等に入学した方>（7科目）

1. 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、のうち1科目
2. 社会保障
3. 低所得者に対する支援と生活保護制度
4. 福祉行政財政と福祉計画
5. 保健医療サービス
6. 権利擁護と成年後見制度
7. 精神保健福祉援助技術総論

<平成24年4月から令和3年3月までに大学・短大等に入学した方>（11科目）

1. 人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、のうち1科目
2. 現代社会と福祉
3. 地域福祉の理論と方法
4. 社会保障
5. 低所得者に対する支援と生活保護制度
6. 福祉行政財政と福祉計画
7. 保健医療サービス
8. 権利擁護と成年後見制度
9. 障害者に対する支援と障害者自立支援制度
10. 精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）
11. 精神保健福祉援助演習（基礎）

<令和3年4月以降に大学・短大等に入学した方>（12科目）

1. 医学概論
2. 心理学と心理的支援
3. 社会学と社会システム
4. 社会福祉の原理と政策
5. 地域福祉と包括的支援体制
6. 社会保障
7. 障害者福祉
8. 権利擁護を支える法制度
9. 刑事司法と福祉
10. 社会福祉調査の基礎
11. ソーシャルワークの基礎と専門職
12. ソーシャルワーク演習

※大学・短大によっては基礎科目と同じ内容を違う科目名で開講している場合があります。ご自身が履修した科目が基

個人情報保護基本方針

学校法人たちばな学園（以下、「当学園」という。）は、個人情報の重要性を認識し、各種法令に則り、個人情報保護基本方針を策定し、以下の取り組みを実施いたします。

第1条 個人情報とは

氏名、年齢、生年月日、電話番号、住所、出身校、就職・勤務先、国家試験・資格試験合否等の情報で、この内の1つまたは複数の組み合わせにより、在学生・卒業生・修了生個人を特定することができる情報を意味するものとします。

第2条 個人情報の取得と利用

当学園は、質の高い教育サービスを提供するために必要な範囲内で、利用目的（注1）を明確にしたうえで、目的の範囲内に限り、適法かつ公正な手段で個人情報を取得し、利用します。

第3条 個人情報の管理と保護

個人情報に関するリスク（不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、及び漏えいなど）を認識し、これらを防止するための必要かつ適切な安全管理措置を講じます。学校案内・募集要項・説明会案内等の発送に関わる外部委託先に対しても、必要かつ適切な監督を行います。

第4条 個人情報の第三者への提供

次の①～③の場合を除き、第三者に対しデータを開示・提供することはいたしません。

- ①ご本人にご承諾いただいた場合
- ②法令の定めにより開示を求められた場合
- ③人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合

第5条 個人情報の開示、訂正、利用停止、削除等

ご自身の個人情報の開示、訂正、利用停止、削除等を希望される場合には、当学園窓口までご連絡いただければ、合理的な範囲内で速やかに対応させていただきます。

第6条 法令遵守

当学園は、保有する個人情報に関して適用される法令、規範を遵守いたします。

第7条 個人情報保護管理体制と仕組み、および取り組みの継続的改善

当学園では、個人情報保護に関する管理の体制と仕組み、および上記各項における取り組みを適宜見直し改善していきます。

注1 個人情報の利用目的

- ・教務上必要とする場合（学生名簿・成績表ほか）
- ・学校案内、募集要項、説明会案内等の送付および電話でのご案内等
- ・卒業・修了（見込）生－就職（内定）先、国家試験・資格試験合格者一覧への掲載
- ・東京福祉大学グループ国家試験・資格試験合格者一覧への掲載および校内掲示
- ・東京福祉大学グループのホームページ、学校案内等、雑誌等の広報媒体への掲載
- ・在籍校もしくは出身校が進路指導等に資するため、必要と認められた場合

2004年10月1日制定

2007年4月1日改訂

2016年2月1日改訂

学校法人たちばな学園
保育・介護・ビジネス名古屋専門学校

◇個人情報保護基本方針の外部伝達について

- ・本方針は全教職員に周知徹底させるとともに、当学園のホームページ上に公表します。
- ・以上の基本方針は改訂を行う場合があります。その際はホームページ上にて告知します。

◇個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ窓口

連絡先 学校法人たちばな学園入学課

電話 TEL 052-212-9274
FAX 052-212-8707

受付時間 月曜日～土曜日（祝日を除く）10：30～17：30

提出書類 記入上の注意

※記入の際には必ず黒のペン、またはボールペンを使用してください。(フリクションボールペン不可)
※書き間違えた場合、修正液等は使用せず、二重線で消して訂正印を押して、正しい記入をしてください。

入学願書記入上の注意 〈記入例〉

2026年度 入学願書

保育・介護・ビジネス名古屋専門学校
校長 殿

※受付日 年 月 日
※受験番号
※学籍番号

記入不要

志望 課程名	精神保健福祉士短期養成通信課程	いざれかを○で囲んでください。	
		出願期間	(1期) 2期・3期・ 4期・5期

あてはまる出願期間に
○をつけてください。

記入上の注意

フリガナ	ナ ゴ ヤ モ モ コ	生年月日	西暦 1979年 7月 13日	写真 1. 正面上半身無帽で背景無地のもの 2. 撮影後3ヶ月以内のもの 3. スナップ写真、及びプリント等で印刷されたものは不可 縦4cm×横3cm
氏名	名古屋 桃子	年齢	46歳	
性別	女			
現住所	〒 460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 2-16-29			
電話番号	052 (203) 0576			
緊急連絡先	090 (2△△△) 0000 (自宅・勤務先・携帯等) その他 []			
最終学歴 *大学院は除くこと。	尾張女子	大学 <input checked="" type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専門学校 <input type="checkbox"/> 高等学校 <input type="checkbox"/> 中学校	卒業見込 <input checked="" type="checkbox"/> 退学 <input type="checkbox"/> 退学予定 <input type="checkbox"/>	
		学部 国文	学科	

太枠内の記入のこと。
楷書で明瞭に記入してください。

現在の勤務先	法人名	社会福祉法人 愛知会
	施設・機関・会社名	名古屋苑
	所在地	〒 460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 2丁目 6番 4 電話番号 052 (222) 5631
既取得資格 (複数記入可)		

志望課程の実習・履修免除希望の有無に必ず
✓をつけてください。

受講資格 *あてはまるものにチェックしてください。	A <input type="checkbox"/>	B <input type="checkbox"/>	C <input checked="" type="checkbox"/>	D <input type="checkbox"/>
実務経験 1年以上による実習免除希望の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
「ソーシャルワーク実習」または「相談援助実習」履修による実習一部免除希望の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>			

記入不要

本校記入欄	入学願書 受験票	誓約書 写真	志望理由書 姓名の変更が証明できるもの	経歴書 新入生推薦・紹介状	小論文用紙 写真票
	受講資格 (A・B・C・D) 最終学校卒業(見込) 証明書(大・短・専) 基礎科目履修(見込) 証明書 実務経験(見込) 自己申告書(1年・2年・その他) 実務経験(見込) 証明書(1年・2年・その他) 社会福祉士登録証の写し ソーシャルワーク実習または相談援助実習を履修したことがわかる成績証明書等の証明書				

※本校記入欄

誓約書記入上の注意（記入例）

<p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p style="text-align: center;">保育・介護・ビジネス名古屋専門学校 校長 殿</p> <p style="text-align: center;">志願課程名 精神保健福祉士短期養成通信課程</p> <p>入学志願に際し、以下の通り誓約いたします。</p> <ol style="list-style-type: none">志願・入学に関する書類に記載の事項は、全て事実と相違ありません。貴校の教育理念に賛同し、入学の上は貴校の指導に従って、学則を守り、眞面目に勉学に励みます。私の個人情報については、貴校の個人情報保護基本方針に則り、適切に活用されることに同意いたします。学則に違反した場合は、退学処分を受けても異議ありません。 <p>フリガナ ナ ゴ ヤ モ モ コ 名古屋 桃子 (印鑑)</p> <p>在学中、本人の一身上について保証します。</p> <p>保証人（保護者） 〒 460-0002 住所 愛知県名古屋市中区丸の内 2-16-29 電話 052 - 203 - 0576 フリガナ ナ ゴ ヤ タ ロ ウ 氏名 名古屋 太郎 (印鑑) (本人との関係 夫)</p> <p>※ 本校の学生としてふさわしくないと判断される客観的事実が明らかになった場合、合格または入学手続終了後であっても、合格または受講許可を取り消すことがあります。 以上</p> <p>※ 個人情報保護基本方針については学生募集要項⑩ページをご覧ください。</p> <p>～～～アンケート～～～</p> <p>以下の項目について、当てはまる番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 本校を知った経緯 1. 進学雑誌（雑誌名） 2. 進学情報ウェブサイト（サイト名） 3. 本校ホームページ 4. 先生の紹介 5. 友達・先輩・職場の紹介 6. 福祉施設の紹介 ⑦ 学校説明会 8. 新聞（新聞社名） 9. その他（ ）</p> <p>2. 将来の希望進路 1. 老人福祉施設 2. 老人保健施設 3. 児童福祉施設 4. 知的障がい者・身体障がい者施設等 ⑤ 病院・医療機関 6. 公務員 7. シルバー産業 8. その他（ ）</p> <p>3. 本校の受験を決めた理由 1. 教育理念や教育方法に魅力を感じたから 2. 卒業後の就職を考えて ③ 資格を取得したいから ① 周囲の人に勧められたから 5. 先生に勧められたから 6. 充実した学習ができると期待したから 7. 学費が安いから 8. 何となく 9. その他（ ）</p> <p>4. 本校の他に入学を検討した学校を教えてください () () () ()</p>		<p>必ず記入してください。</p> <p>日付も忘れずに記入してください。</p>
--	--	--

実務経験自己申告書記入上の注意〈記入例〉

<実務経験自己申告書>出願者が記入

実務経験自己申告書		
※受付日 年 月 日		
※受験番号		
保育・介護・ビジネス名古屋専門学校 校長 殿		
氏名	ナゴヤモモコ 名古屋 桃子	生年月日(年齢) 西暦1979年 7月 13日生 (満 46 歳)
職種 (実務経験該当職種名)	精神科ソーシャルワーカー	施設(事業)種類 精神科病院
以下の(1)、(2)いずれかにご記入ください。		
(1) 私は、西暦 年 月 日から現在まで当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていることを申告します。		
(2) 私は、西暦 年 月 日から西暦 年 月 日まで当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていたことを申告します。		
私の実務経験は上記の通りですので、施設(事業所)代表者等の証明書(実務経験証明書)を添えて、申告いたします。		
※日付も忘れずに記入すること。		
西暦25年 11月 1日 〒460-0002 所在地 愛知県名古屋市中区丸の内3-14-1 法人名 医療法人 尾張会 施設・機関名 尾張総合病院 電話番号 052(228)2200 施設・機関代表者 (役職・氏名) 院長 尾張一郎		
(注) (1) 職種(実務経験該当職種名)及び施設(事業)種類は、学生募集要項[6]~[8]ページに記載された通りに記入してください。 (2) 申告内容を訂正した場合は、二重線で消して訂正印を押して、正しい記入をしてください。 なお、修正液等による訂正是認められません。 (3) 本申告書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。 ※は本校記入欄		

※職種、施設(事業)種類は、学生募集要項[6]~[8]ページの実務経験範囲一覧に記載の職種、施設(事業)種類であること。
※複数の施設等にわたって実務経験を証明しないと所定の実務経験年数に満たない方は、実務経験自己申告書をコピーして使用すること。

実務経験証明書記入上の注意〈記入例〉

<実務経験証明書>証明権者が記入

実務経験証明書													
※受付日 年 月 日													
※受験番号													
保育・介護・ビジネス名古屋専門学校 校長 殿													
<table border="1"><tr><td>フリガナ</td><td>ナ ゴ ヤ モ モ コ</td><td>生年月日(年齢)</td></tr><tr><td>氏名</td><td>名古屋 桃子</td><td>西暦1979年 7月 13日生 (満 46 歳)</td></tr><tr><td>職種 (実務経験該当職種名)</td><td>精神科ソーシャルワーカー</td><td>施設(事業)種類</td></tr><tr><td colspan="3" style="text-align: center;">精神科病院</td></tr></table>		フリガナ	ナ ゴ ヤ モ モ コ	生年月日(年齢)	氏名	名古屋 桃子	西暦1979年 7月 13日生 (満 46 歳)	職種 (実務経験該当職種名)	精神科ソーシャルワーカー	施設(事業)種類	精神科病院		
フリガナ	ナ ゴ ヤ モ モ コ	生年月日(年齢)											
氏名	名古屋 桃子	西暦1979年 7月 13日生 (満 46 歳)											
職種 (実務経験該当職種名)	精神科ソーシャルワーカー	施設(事業)種類											
精神科病院													
<p>以下の(1)、(2)いずれかにご記入ください。</p> <p>(1) 上記の者は、西暦 年 月 日から現在まで当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていることを証明します。</p> <p>(2) 上記の者は、西暦 年 月 日から西暦 年 月 日まで当病院・施設・機関において勤務し、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行っていたことを証明します。</p>													
<p>※日付も忘れずに記入していただくこと。</p> <p>西暦2025年11月1日</p> <p>〒460-0002</p> <p>所在地 愛知県名古屋市中区丸の内3-14-1</p> <p>法人名 医療法人 尾張会</p> <p>施設・機関名 尾張総合病院</p> <p>電話番号 052(228)2200</p> <p>施設・機関代表者 (役職・氏名) 院長 尾張一郎</p> <p>尾張 総合 病院</p>													
<p>(注) (1) 職種(実務経験該当職種名)及び施設(事業)種類は、学生募集要項⑥~⑧ページに記載された通りに記入してください。</p> <p>(2) 証明内容を訂正した場合は、二重線で消して証明者の訂正印を押して、正しい記入をしてください。なお、修正液等による訂正は認められません。</p> <p>(3) 本証明書が複数必要な場合は、コピーしてご使用ください。</p> <p>※は本校記入欄</p>													

※職種、施設(事業)種類は、学生募集要項⑥~⑧ページの実務経験範囲一覧に記載の職種、施設(事業)種類であること。
※複数の施設等にわたって実務経験を証明しないと所定の実務経験年数に満たない方は、実務経験証明書をコピーして使用すること。

※施設・機関の公印を必ず押印していただくこと。

お問い合わせは 学校法人たしばな学園入学課まで TEL.0120-159-672

保育・介護・ビジネス名古屋専門学校

令和8年4月より「心理・福祉・ビジネス名古屋専門学校」に
校名が変わります（予定）

〒 460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 2-6-4

〒 460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 2-16-29 〈入学課〉
(東京福祉大学名古屋キャンパス内)